

施策4－1 子育て支援の充実

●施策の現状と課題

○本市の年少人口（0歳から14歳までの人口）はここ10年間、減少傾向にあり、出生率低下の影響を受けています。また、市中心部や北部に比べ、南西部の年少人口が少ないなどの地域差が生じています。

○核家族世帯の増加により子どもをみる肉親がいない世帯や、離婚率の増加によりひとり親家庭が増加しているなどの現状から、子育てに悩みや不安のある親が増加しています(子育てに悩みや不安のある親の割合：62.4％ ※平成16年度調査)

そのような状況下、育児放棄や児童虐待が増加しています(児童虐待の状況：平成11年度 70件→平成15年度 178件 ※久留米児童相談所管内)

一方、市民の子育てグループの活動は、子育て支援センター設立をきっかけに活発化してきています。

○子どもを安心して産み育てるための支援の充実や、就学前の家庭での子育て支援の強化、学童保育の充実などを地域や民間団体との協働により推し進め、子育て環境の充実を図る必要があります。

●施策のねらい（めざす姿）

子どもが健やかに育ち、子育てのよろこびを感じられるまちになっている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 子育てしやすいまちになっていると思う保護者の割合

現状値 （平成17年度）	前期目標値 （平成23年度）	市民アンケートで「筑後市は、子育てしやすい環境が整っていると思いますか」という質問に、「思う」「やや思う」と回答した中学生以下の子どもを持つ保護者の割合です。
68.9％		

（成果指標の方向性）

子育てをする環境に対しては市民からある程度の評価がされていますが、年少人口は減少傾向にあります。子育てに掛かる費用や、子育てをしながら働ける社会環境整備の遅れなどが要因と思われます。少子化は、地域の活力や国際競争力の低下など様々な社会的弊害をもたらすため、行政、民間、地域が一体となって、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

基本事業	ねらい （めざす姿）	担い手	成果指標 （事業に取り組んだ成果をはかるための指標）
4-1-1 地域の子育て支援サービスの充実	子育ての悩みや不安を取り除き、地域が子育てしやすい環境になっている。	市民 地域 事業者 行政	・子育てに悩みや不安のある親の割合（％） ・子育てサロン設置個所数（カ所） ・ちっこハウスの年間受け入れ人数（人）
4-1-2 保育サービス・幼児教育の充実	保育園、幼稚園などのサービスが充実することで、安心して働きながら子育てができる。	市民 地域 事業者 行政	・保育園待機者数（人） ・幼稚園・保育園の入園率（％） ・学童保育所入所者数（人） ・ファミリーサポートセンターのサポーター（提供会員）登録数（人）
4-1-3 児童虐待防止対策の充実	児童虐待の早期発見に努め、また相談機能などを充実し、児童虐待が防止されることで、子どもの人権が守られ健やかに生活できる。	市民 地域 行政	・児童虐待相談件数（件）
4-1-4 ひとり親世帯への各種支援	経済面や生活面で支援を行うことで、子育てを安心して継続することができる。	行政	・ひとり親家庭への各種支援の延べ利用者数（人）



施策4－2 健康づくりの推進

●施策の現状と課題

- 医学の進歩や経済の発展などにより、日本人の平均寿命は世界一となりました。一方で、車社会による運動不足、食生活の乱れ、ストレスの増大などから、生活習慣病の増加、精神疾患患者の増加、介護を必要とする人の増加という様々な問題が生じています。
- 健康づくりに対する意識の高まりから、継続的な健康づくりのための習慣を持つ市民の増加も見られます。
- 本市の国民健康保険一人あたりの医療費は平成16年度で年平均466,522円であり、県内でも高い位置にあります（県平均452,637円、全国平均370,808円）。健康づくりを推進することによる、医療費の適正化が急務です。
- 健康づくりは、病気を予防するための生活習慣改善から始まります。そのためには、本人の自覚はもとより、よりよい生活習慣を継続しやすい環境を整える必要があります。そのため、関係機関・団体、地域との連携を図り、食育など様々な施策を展開することが重要です。

●施策のねらい（めざす姿）
年代に応じた健康づくりを推進して、健康寿命^{※1}が延びている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 健康寿命（男）

現状値 （平成16年度）	前期目標値 （平成23年度）
76.0歳	77.0歳

福岡県の保健環境研究所が採用している健康寿命計算式により算出した数値です。

2. 健康寿命（女）

現状値 （平成16年度）	前期目標値 （平成23年度）
80.9歳	82.0歳

福岡県の保健環境研究所が採用している健康寿命計算式により算出した数値です。

（成果指標の方向性）

施策の現状と課題にもあるように、本市の一人あたりの医療費は、県内でも高い状況です。食生活習慣の変化などによる、中高年齢層を中心とする生活習慣病の増大が進むことで、健康寿命の低下と更なる医療費増大が懸念されます。「健康で、長生き」を実現するために病気になりにくい食生活習慣を市民が身につけるため、食育推進などの施策を展開し、成果向上に努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

基本事業	ねらい （めざす姿）	担い手	成果指標 （事業に取り組んだ成果をはかるための指標）
4-2-1 妊娠期の健康づくり	妊娠中の者が不安なく健やかな生活を送り、安心して安全に出産にのぞむことができる。	市民 医療機関 行政	・妊娠、出産時の状況に対し、満足している母親の割合（％）
4-2-2 幼少年期の健康づくり	子ども（0歳から14歳まで）がのびのびと夢を持って、心身ともに健やかに成長している。	市民 医療機関 行政	・乳幼児健康診断での要精密検査率（％） ・乳幼児健康診断の未受診率（％） ・学校の健康診断での要精密検査率（％） ・健全な生活習慣を持っている児童、生徒の割合（％）
4-2-3 青年期の健康づくり	若者（15歳から24歳まで）が自分を大切にし、目標を持って健康に生活している。	市民 医療機関 行政	・将来の目標を持っている又はイメージしている若者の割合（％） ・健全な生活習慣を持っている若者の割合（％）
4-2-4 壮年期の健康づくり	壮年期（25歳から64歳まで）の者が、早い時期から正しい生活習慣を身につけ、生活習慣病による早世がなくなる。	市民 医療機関 行政	・40歳～59歳までの死亡者数（人） ・健全な生活習慣を持っている壮年期の者の割合（％）
4-2-5 高齢期の健康維持と介護予防の推進	高齢者（65歳以上）が、健康維持、介護予防に努め、健康状態を悪化させないようにしている。	市民 医療機関 行政	・健康維持に気をつけた生活習慣を持っている高齢者の割合（％）
4-2-6 国民健康保険制度の健全な運営	国民健康保険制度を利用し、疾病が早期に発見、治療されることで、適正な医療費が保たれている。	国民健康 保険被保 険者 行政	・一人あたり一般医療費（円） ・一人あたり退職者医療費（円） ・一人あたり老人医療費（円）
4-2-7 安全安心な医療体制の充実	病院と診療所間の連携が強化され、市民がいつでも安心して医療を受けられるようになっている。	医療機関 行政	・筑後市及びその周辺の診療所や病院施設に関する充足度（％） ・市立病院について満足している市民の割合（％）

用語解説

※1 **健康寿命** 健康寿命とは、一人一人が生きている長さの中で、元気で活動的に暮らすことができる長さのことをいいます。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題であり、生活習慣病の予防が大きな鍵となっています。

施策4－3 高齢者福祉の充実

●施策の現状と課題

- 本市の高齢化率は、平成17年8月末20.4％となっており、毎年約0.3％程度の上昇となっています。更に、団塊の世代が高齢化するころには毎年1％に近い伸びで、平成28年度には25.2％になる見込みです。地域的には、市南西部では、高齢化率が30％を超えている行政区がある一方、筑後北校区では新興住宅地で若いファミリー層が多く、17％程度となっています。
- 一人暮らしの高齢者は、高齢者全体の10％程度（約1,000世帯）にも上ります。また、高齢者に対する虐待などの増加や認知症高齢者の増加が見られ、相談・見守り体制の充実が課題です。
- 介護保険制度が創設され6年が経過し、サービス提供体制は徐々に充実しつつありますが、一方で高齢者の増加や要介護度（介護を要する度合い）の重度化などにより、介護保険財政を圧迫しています。要介護状態への移行、要介護度の悪化を予防する取り組みが急務です。
- 健康な高齢者は就労意欲が高く、シルバー人材センターやボランティアなどの働く場や機会の創出によって、高齢者が生きがいを持って健康に暮らせる取り組みが必要です。一方、人口減少化社会における貴重な労働力としての期待もあり、健康な高齢者の新たな社会貢献のしくみづくりも課題です。

●施策のねらい（めざす姿）
自立した元気な高齢者が増えている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 85歳以上の自立高齢者の割合

現状値 （平成17年度）	前期目標値 （平成23年度）	85歳以上の高齢者のうち要介護認定を受けていない人の割合です（筑後市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では「活動的な85歳」をめざしています）。
46.0％	48.0％	

2. 要介護認定を受けていない人の割合

現状値 （平成17年度）	前期目標値 （平成23年度）	65歳以上の高齢者のうち要介護認定を受けていない人の割合です。
83.7％	82.0％	

（成果指標の方向性）

介護保険サービスが身近になり利用しやすくなったことから、平成14年度から平成17年度までの3年間に要介護認定者の割合は1.6％上昇しています。今後は、生活習慣に問題を抱えた世代が高齢期を迎えることから、この傾向は強まると思われます。

介護予防事業を中心とした施策を展開することにより、要介護認定者の急増を抑制し、元気な高齢者の増加をめざします。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

基本事業	ねらい （めざす姿）	担い手	成果指標 （事業に取り組んだ成果をはかるための指標）
4-3-1 介護保険制度の充実	高齢者が介護の必要な状態になっても、家庭や施設で安心して生活できるとともに、自立状態への復帰が促されている。	事業者 行政	・介護サービスの満足度（％） ・要介護認定者のうち、在宅サービスを利用している者の割合（％）
4-3-2 介護予防事業の充実	介護予防の取り組みを地域に広げ、高齢者が要介護・要支援状態となることや状態が悪化することを防止し、自立した生活ができるようになっている。	市民 地域 事業者 行政	・介護予防事業に取り組んでいる地域（行政区）数（力所） ・介護予防事業のサービスを受けている人が要介護状態になった割合（％）
4-3-3 高齢者の相談・支援体制の充実	相談体制の充実と適切かつ迅速な支援により、高齢者が安心した生活を継続できるようになっている。	事業者 行政	・相談件数（件）
4-3-4 在宅生活支援の充実	適切な在宅福祉サービスを提供することで、高齢者が在宅で安心し、自立した生活を継続できている。	市民 地域 事業者 行政	・65歳以上の市民のうち在宅生活者の割合（％） ・在宅福祉サービス延べ利用者数（人）
4-3-5 生きがいづくりと社会参加の推進	地域との交流や社会参加を促進することで、高齢者が生きがいを持っていきいきと生活している。	市民 地域 行政	・生きがいを持っている高齢者の割合（％） ・社会参加をしている高齢者の割合（％）

施策4－4 障害児・者福祉の充実

●施策の現状と課題

- 本市における障害児・者は、身体障害者手帳所持者がこの10年間で300人程度増えるなど、増加傾向にあります。
- 障害者自立支援法の施行により、身体障害、知的障害、精神障害の3障害を区別せず、障害福祉サービスを一元化し、サービス利用に対する本人負担が原則1割負担となりました。また、障害児・者が自立して社会生活を送れるよう、就業の拡大（充実）などのために支援体制の構築、情報提供や助言を受けられる相談体制の充実が求められています。
- 障害児・者の状態は一人一人違うので、それぞれのニーズに応じたサービスの提供、そのための体制の構築が求められます。
- 障害児・者が、地域社会で安心して自立した生活を送るためには、市民の理解、協力、交流が不可欠です。そのため、ノーマライゼーション※1を理念とし、ユニバーサルデザイン※2の普及などに努める必要があります。

●施策のねらい（めざす姿）

障害児・者が支障を感じることなく生活し、行動範囲が広がり社会参加している。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 生活上の支障軽減や社会参加のための障害福祉サービスの適正度

現状値 （平成17年度）	前期目標値 （平成23年度）	65歳未満の障害児・者へのアンケート（児童の場合は保護者に聞く）で「筑後市の障害児・者福祉サービスは充実していると思いますか」という質問に、「思う」「やや思う」と回答した人の割合です。
46.8%		

2. 昨年より行動範囲が広がった65歳未満の障害児・者の割合

現状値 （平成17年度）	前期目標値 （平成23年度）	65歳未満の障害児・者へのアンケートで「昨年より行動範囲は広がったと思いますか」という質問に、「思う」「やや思う」と回答した人の割合です。
34.1%		

（成果指標の方向性）

障害者自立支援法の施行により、障害種別に関係なく市町村が一元的にサービスを提供するようになりました。障害児・者が地域社会で自立した生活を送れるような支援が求められています。施設や医療機関から在宅生活への移行促進、就労支援の強化をめざしたサービスや相談支援事業の充実を図ります。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

基本事業	ねらい （めざす姿）	担い手	成果指標 （事業に取り組んだ成果をはかるための指標）
4-4-1 障害児・者福祉サービスの推進	・適切な介護サービスを提供することで、障害児・者が家庭や施設で安心して生活ができるようになっている。 ・適切な訓練サービスを提供することで、障害児・者が地域生活に移行できるようになっている。 ・障害児・者が気軽に相談できる相談体制が整っている。	事業者 関係団体 行政	・障害者介護給付の決定件数（件） ・障害者訓練など給付の決定件数（件） ・障害児・者にかかわる相談件数（件）
4-4-2 社会参加の促進	手話通訳などのサービスを提供することで、障害児・者が積極的に社会参加している。	市民 事業者 関係団体 行政	・地域生活支援事業のメニュー数（件） ・働いている障害者の割合（％） ・障害児・者と交流をしている市民の割合（％）

用語解説-----

- ※1 **ノーマライゼーション** 障害児・者や高齢者など社会的にハンディがある人々にとっての住居、教育、労働、余暇などの社会生活上の障害を取り除き、誰もが同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。
- ※2 **ユニバーサルデザイン** 製品、設備、施設、サービスなどを障害の有無、年齢、性別などにかかわらず最初からできるだけ多くの人が使いやすくするデザインのこと。



施策4－5 低所得者福祉の充実

●施策の現状と課題

- 高齢者世帯の増加、離婚の増加、公的年金未加入による無年金者数の増加などにより、生活保護世帯数に影響が出ています。
- 低所得者向けの市営住宅の整備に加え、就労促進、状況に応じた援助を行うなどの自立支援強化が課題です。

●施策のねらい（めざす姿）

生活に困窮している低所得者が、経済的支援などを受けることで生活を維持し、自立が促進されている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 保護率

現状値 （平成17年度）	前期目標値 （平成23年度）
5.3%	

筑後市の人口千人あたりの生活保護受給者の割合です。
（単位の‰《パーミル》は千分率のことです。
1‰＝1/1000）

2. 市営住宅入居率

現状値 （平成17年度）	前期目標値 （平成23年度）
89.6%	92.0%

全市営住宅戸数のうち入居されている戸数の割合です。

（成果指標の方向性）

平成17年度まで増加傾向にあった生活保護受給者は、現在減少傾向にあります。この施策は社会経済情勢や国の制度・政策による影響が大きく、自治体の裁量や影響が及びにくい領域ですが、対象者の自立支援を図ることで保護受給者の更なる減少に努めます。また、公営住宅については、需要に見合った計画的な整備・管理に努め、成果向上に努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

基本事業	ねらい （めざす姿）	担い手	成果指標 （事業に取り組んだ成果をはかるための指標）
4-5-1 生活困窮者の自立支援	生活保護法に基づき、生活困窮者の最低限度の生活が保障されるとともに、自立が促されている。	行政	・保護率（‰） ・自立した世帯数（世帯）
4-5-2 市営住宅の整備	市営住宅を適切に整備、維持管理することで、低所得者などが安心して生活できる。	行政	・市営住宅の入居率（％） ・市営住宅の維持管理上の苦情件数（件） ・耐用年数を経過している市営住宅の割合（％）



市営住宅

施策4－6 地域福祉体制の整備

●施策の現状と課題

- 全国的な傾向として、核家族化や地域コミュニティの希薄化により、地域における相互扶助機能が低下しています。そのため、全国的に高齢者の孤独死や児童虐待など様々な問題を引き起こしており、本市も例外ではありません。

○本市の地域福祉体制は、市民のボランティアによる地域デイサービスが普及するなど、一定の水準以上にあるといえますが、社会福祉協議会活動や民生委員児童委員活動への市民の認知度は高いとはいえず、校区福祉会※¹の機能化や市民の様々な活動団体との連携など、時代背景に応じた体制・システムづくりが課題です。

○地域福祉体制の強化には、市民一人一人の自覚と参画が不可欠であり、そのための啓発や活動の場づくりなどが課題です。

●施策のねらい（めざす姿）

福祉の担い手が育ち、福祉サービスを必要とする人が、適切なサービスを利用できている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 地域での福祉活動で支え合っていると思う市民の割合

現状値 （平成17年度）	前期目標値 （平成23年度）
30.1%	

市民アンケートで「地域での福祉活動で支え合いができていますか」という質問に「できている」「できているほうである」と回答した人の割合です。

（成果指標の方向性）

地域福祉活動で支え合いができていますと思う市民の割合はほぼ3割でそれほど高いとはいえませんが、できていないと思う市民の約2割より高い数値になっています。地域デイサービスなどの活動が一定の評価がされているものと思われます。高齢者世帯の増加や、子育てをめぐる課題などは、行政の施策と地域住民による福祉活動の両輪によって解決されるものです。啓発や活動の場づくりなどにより地域福祉に関心を持つ市民の割合を高め、地域でのボランティア活動の活発化を促し、成果の維持、向上に努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

基本事業	ねらい （めざす姿）	担い手	成果指標 （事業に取り組んだ成果をはかるための指標）
4-6-1 民生委員児童委員活動の支援	人材の発掘や育成により、民生委員児童委員の活動が活発化している。	市民行政	・ 民生委員児童委員の一人あたり年間活動日数（日） ・ 民生委員児童委員制度を知っている市民の割合（％）
4-6-2 社会福祉協議会や地域福祉活動団体などの活動支援	社会福祉協議会やNPO法人、ボランティア団体などの地域福祉活動が充実し、地域福祉の推進が図られている。	市民関係団体行政	・ 社会福祉協議会が地域福祉の推進に果たす機能について満足している市民の割合（％） ・ 校区福祉会で運営しているサービスメニュー数（件） ・ 福祉ボランティア、NPO法人数（団体） ・ 福祉ボランティア、NPO法人の構成員数（人）
4-6-3 地域福祉の市民の担い手づくり	市民が積極的に地域福祉にかかわり、サービスの担い手が増加している。	市民地域行政	・ 地域福祉活動に参加している市民の割合（％）

用語解説-----

※1 校区福祉会 小学校区内における福祉活動の推進、向上を図るために校区内の情報交換、交流と地域福祉に関する研究などを行います。福祉員、福祉相談員、福祉連絡員などで構成されます。

